

○社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた取組みの更なる推進について

平成27年3月31日県相乙達第8号
石川県警察本部長から関係所属長あて

標記のことについては、本県警察において、中学・高校生等を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催や「犯罪被害者週間」を中心とした各種広報啓発活動等を推進し、犯罪被害者支援に関する県民の理解・共感の増進や犯罪を犯してはならないとの規範意識の向上等、一定の成果が見られたところである。

そこで、社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりの気運を更に醸成するため、今後とも、あらゆる機会を活用して、中学・高校生等をはじめ、広く県民の理解を深め、犯罪抑止につなげていくための広報啓発活動の展開を継続的な施策として取り組んでいくこととしたので、下記事項に留意の上、積極的な取組みを推進されたい。

記

1 推進施策

(1) 「命の大切さを学ぶ教室」等の開催

中学校、高等学校で行われる「命の大切さを学ぶ教室」は、現在、石川県警察が(公社)石川被害者サポートセンターへ事業委託して実施しているところである。

聴講者から寄せられたアンケート結果によれば、犯罪被害者等による講演等により、犯罪被害者等が受けた様々な「痛み」、子どもを亡くした親の思い、生命の大切さ、被害者も加害者も出さない社会を希求する犯罪被害者等の思いが充分伝わっており、将来の社会を担う中学・高校生の中に、犯罪被害者支援に対する理解の深まり、犯罪被害者等への配慮や協力への意識の涵養、犯罪を犯してはならないという規範意識の向上等が見られるなど、大きな効果が認められているところである。

については、教育委員会、学校等と連携し、開催校の募集に努め、開催希望校の情報を把握した場合には、開催希望日の3ヶ月前までに県民支援相談課被害者支援室へ連絡すること。

また、参加した中学・高校生を通じて、その家庭で話題としてもらえる

ように工夫を凝らし、犯罪被害者支援への理解や警察による支援施策の普及啓発が各家庭にも波及効果をもつよう配慮すること。

(2) 大学生に対する犯罪被害者支援に関する社会活動への参加促進

管内の短大、大学、高等専門学校等に対し、講義の一つとして犯罪被害者支援を取り入れることを検討してもらうこと。

また、民間被害者等支援団体と連携し、大学生等に対し、犯罪被害者支援活動や「被害者も加害者も出さない街づくり」に向けたボランティア活動への参加を促すこと。

(3) 各種会合における犯罪被害者等の講演等の実施

民間被害者等支援団体や知事部局等、関係機関、関係部門と連携して、犯罪被害者支援フォーラムの開催、安全・安心まちづくり、交通安全運動の関係行事、市町等の諸行事など、あらゆる機会を活用して、犯罪被害者等による講演や犯罪被害者等の手記の朗読等の犯罪被害者等の実情を伝える広報啓発活動を展開し、社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた県民全体の気運の醸成を図ること。

(4) 効果的な広報の実施

犯罪被害者等の置かれた立場や支援の必要性について広く県民に周知するためには、テレビ、新聞等の理解と協力を得ることが重要である。特に犯罪被害者等による中学・高校生対象の講演等は、県民の関心も高く、その効果も大きいことから、効果的な広報を実施すること。

2 留意事項

(1) 講演者の協力確保

講演に対する協力が可能な犯罪被害者等が現状では数少ないことに加え、対象が青少年から社会人まで幅広く、それぞれの対象者に応じた講演内容とする必要があるため、民間被害者支援団体や自助グループからの意見を聴取するなどして、より多くの講演者の協力確保に努めること。

(2) 効果の検証と講演者へのフィードバック

事業の効果を検証するため、聴講者に対するアンケートの実施や意見の聴取等を行うとともに、検証結果や聴講者の受け止めについては、関係機関、団体へのフィードバックに配慮すること。特に講演者である犯罪被害者等については、その立ち直り支援の観点からも十分にフィードバックすること。

(3) 講演者のサポート

犯罪被害者等にとって、自らの犯罪被害の経験を講演することは精神的負担が大きいことから、講演者のサポートが極めて重要である。講演の依頼に当たっては、主催者及び講演者との綿密な打ち合わせ、講演者への付き添い、講演後の精神的ケアを行うなど、犯罪被害者等が安心して講演が行えるよう配意し、犯罪被害者等の理解と協力の確保に努めること。

(4) 講演者に対する二次的被害の防止

講演者が犯罪被害者やその遺族であることを念頭に、二次的被害の絶無を期すこと。

また、広報に当たっては、講演者である犯罪被害者等に係る事件の概要や個人情報の公開範囲等について、講演者の意見を聴くなど、十分配慮すること。

(5) 聴講者に対する影響への配慮

講演の内容が人の死というものに言及する機会が多いことから、聴講者、特に中学・高校生等の心情に対する影響等について学校等と緊密な連携を図ること。

(6) 関係機関・団体の協力確保と連携

学校や教育委員会のほか、防犯、交通安全等の取組みを行っている関係機関・団体等に対しては、被害者も加害者も出さないという意識の高揚による既存の取組みへの波及的効果が見込まれることを説明するなど協力の確保と連携に努めること。

(7) 関係部門との連携

本施策は、犯罪被害者支援とともに、規範意識の向上による犯罪抑止の効果を念頭に置き、安全・安心まちづくり、交通安全運動等と連動した取組みが求められることから、関係部門の連携を図り効果的な推進に努めること。

3 報告

実施した施策については、随時、県民支援相談課被害者支援室へ報告すること。